

青森県民有地マッチング事業 保育所等整備候補物件への 保育所等整備法人等募集要項

1. 趣旨

青森県社会福祉協議会では、「まちなか」など利便性の高い場所に、保育所（分園含む）、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等（以下「保育所等」という。）を設置し、併せて病児保育や延長保育等働く女性のニーズが高い保育事業を実施する「まちなか保育」を推進するため、物件（土地・建物）所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行う目的で保育所等整備法人等の公募を実施します。

2. 事業の概要について

- (1) 保育所等としての活用希望のあった応募物件において、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、延長保育事業等を実施する事業者（以下「保育所等整備法人等」という。）を公募し、マッチングの可能性が高い保育所等整備法人等を青森県社会福祉協議会において選定・登録します。
- (2) 選定・登録された保育所等整備法人等を、保育所等の整備・運営を希望する物件所有者（仲介業者）に紹介します。
- (3) 物件所有者（仲介業者）において保育所等整備法人等を選択します。
- (4) 選定された保育所等整備法人等は、物件所有者と当該物件の売買又は賃貸借契約を締結し、保育所等の整備を行います。

3. 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

(1) 主体

原則として、応募日現在、以下のいずれかの法人格において、3年以上の法人運営実績を有することを要します。なお、新たに法人格を取得する見込みがある場合については、別途ご相談ください。

- ① 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③ 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- ④ 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人
- ⑤ 会社法に規定する会社
- ⑥ 私立学校法に規定する学校法人
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、青森県知事が認める事業者

(2) 運営実績等

応募日現在において、次のいずれかの運営実績を満たすことを要します。

- ① 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律若しくは子ども・子育て支援法に定める保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業等を1年以上運営していること。
- ② 地域子ども・子育て支援事業の病児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等を運営していること。

(3) 財務状況

運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないことを要します。

- ① 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。
- ② 直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。

(4) 所管庁の監査指導等

事業主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査指導等において、文書指摘を受けていないことを要します。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとします。

(5) その他、応募事業者は、次の事項を満たす者とします。

- ① 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること
- ② 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること
- ③ 保育所等を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること
- ④ 本募集要項にて提示する条件を厳守できること
- ⑤ 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である法人でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人等、その他青森県及び市町村の暴力団の排除に関する法令等に該当する法人でないこと。
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人等、又は代表者がこれらの税金を滞納している法人等でないこと。
- ⑨ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、青森県及び市町村から一般競争入札の参加者資格を取り消されている法人でないこと。
- ⑩ 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- ⑪ 賃貸物件により事業を実施する場合は、1年間の賃借料相当額の資金を安全性があ

りかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）により保有していること。

4. 施設・事業の基準等

事業種別ごとに、下記等の設備及び運営に関する法令等を遵守する必要があります。

(1) 保育所

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
- ・青森県児童福祉法施行条例（平成25年03月27日条例第13号）

(2) 保育所分園

- ・保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）

(3) 認定こども園

- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令等第1号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月31日内閣府等告示第2号）
- ・青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成23年12月16日条例第49号）

(4) 小規模保育事業

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）
- ・各市町村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例

(5) 事業所内保育事業

- ・(4)の基準と同内容。
- ・認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（認可外保育施設として運営する場合）

(6) 地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等）

- ・病児保育事業の実施について他（平成27年7月17日雇児発0717第10～12号等 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

(7) 留意事項

- ・児童福祉施設を設置する場合は、児童福祉関係法令及び建築関係法令等の規定に適合すること。

- ・乳児室又はほふく室と保育室（以下、「保育室等」という。）を設置する場合は、部屋を仕切る等、安全の確保に留意すること。

5. 整備・運営等の補助制度等

- ・保育所等整備交付金（保育所緊急整備事業、小規模保育整備事業）
- ・保育対策総合支援事業費補助金（賃貸物件による保育所改修費等支援事業、小規模保育改修費等支援事業、認可化移行改修費等支援事業、家庭的保育改修費等支援事業、保育環境改善等事業 等）
- ・企業主導型保育事業整備費・運営費助成金（都道府県労働局）
- ・子ども・子育て支援新制度の地域型給付（小規模保育事業、事業所内保育事業）
- ・子ども・子育て支援交付金（病児保育事業、一時預かり事業、延長保育事業）

6. 申込期間及び場所

(1) 申込期間

随時募集します。

受付時間は、日・祝日・年末年始を除く、午前8時30分から午後5時00分まで。

(2) 申込場所（問合せ先）

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

〒030-0822

青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

電話 017 - 718 - 2225

FAX 017 - 723 - 1394

(3) 申込方法

- ・申込書その他の提出書類は、A4サイズに統一し、正本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。（決算書等の文字が小さい場合は、A3サイズを折り込むなど、見やすい大きさに提出してください。）

(4) マッチング申込書類

①応募申込書

②法人の概要や運営施設の概要がわかる資料（パンフレット等）

③法人の履歴事項全部証明書（原本）

④過去3カ年の決算書

（必要に応じて公認会計士の監査報告書等の添付を求める場合もあります）

7. 保育所等整備法人等の選定

青森県社会福祉協議会において、応募書類の内容を審査・検討し、保育所等整備法人等を選定します。

なお、応募書類の提出後、内容の確認のために、ヒアリング等を行う場合があります。(連携施設に対してもヒアリングを行う場合があります。)

また、追加資料の提出を求める場合があります。

- ・実施を希望する事業に係る申込書を作成し、添付書類を添えてお申込みください。
- ・青森県社会福祉協議会において提出書類等により応募内容を審査・検討した後、マッチングの可能な高い案件を、物件所有者に情報提供します。
- ・物件所有者は申込書類等から交渉する保育所等整備法人等を選択します(複数の場合有)。
- ・物件所有者より連絡のあった保育所等整備法人等は、所有者と契約条件等の交渉を行い、すみやかに、予約契約等を締結してください。所有者は同時に複数の保育所等整備法人等と交渉している場合もございますのでご注意ください。

※所有者と契約の基本合意に至った時点で、青森県社会福祉協議会にご連絡願います。

※契約内容については所有者と保育所等整備法人等の責任において締結していただくこととなりますのでご注意ください。

8. その他

- (1) 青森県社会福祉協議会が必要と認める場合、応募法人等の名称及び提出書類等の内容(個人情報を除く。)を公表することがあります。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 応募に関する費用は、全て応募法人等の負担とします。
- (4) 応募後に、何らかの事情により当該応募を取り下げることになった場合は、至急、青森県社会福祉協議会までご連絡ください。
- (5) 応募内容に虚偽があったことが判明した場合は、選定しないことがあります。
- (6) 物件所有者との契約後、基本設計作成及び施工にあたっては、事業者自らが近隣住民等に説明し、理解を得ること及び安全確保等を図ってください。
- (7) 設計図書は、本募集案内に定める基準によるほか、建築基準法等の関係法規を遵守して作成してください。
- (8) 保護者が利用できる送迎用駐車スペースを、当該地や近隣に確保するよう努めてください。

平成 年 月 日

保育所等整備法人等実施計画書応募申込書

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会長あて

事業者名
 代表者名 印
 所在地

1 応募に至る動機

| |
|--|
| |
|--|

2 保育所等整備法人等の概要

| 法人格 | 認可年月日 | 年 月 日 |
|-----------------|--|-------|
| 施設・事業の運営実績 | | |
| 財務状況 | 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していない | |
| | 直近2年間の会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていない | |
| 監査指導等 | 法人及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていない | |
| | 法人及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査指導等において、文書指摘を受けているが、適正な改善報告がなされている | |
| | 【文書指摘の内容】 | |
| 欠格事項に該当しないことの確認 | 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でない | |
| | 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である法人でない | |
| | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている | |

| | |
|--|--|
| | 法人等、その他青森県及市町村の暴力団の排除に関する法令等に該当する法人でない |
| | 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人等、又は代表者がこれらの税金を滞納している法人等でない |
| | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、青森県及び市町村から一般競争入札の参加者資格を取り消されている法人でない |

3 提案する保育所等の計画

| | | | | | | | |
|------------------|------------------------|------------|-----|-------------------|-----|-----|----|
| 開設（実施） （予定）年月 | | | | | | | |
| 定員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
| | | | | | | | |
| 実施事業 | | | | | | | |
| 通常保育 時間 | 午前 時 分～ 午後 時 分 | 延長保育 時間 | | 午後 時 分～ 午後 時 分 | | | |
| 開設までの スケジュール | ※別途添付してください。 | | | | | | |
| 貸付制度 の利用 | 福祉医療機構から貸付を受ける予定である。 | | | | | | |
| | その他金融機関等から貸付を受ける予定である。 | | | | | | |
| 職員 | 施設長候補者 | | | | | | |
| | | 【経歴】 | | | | | |